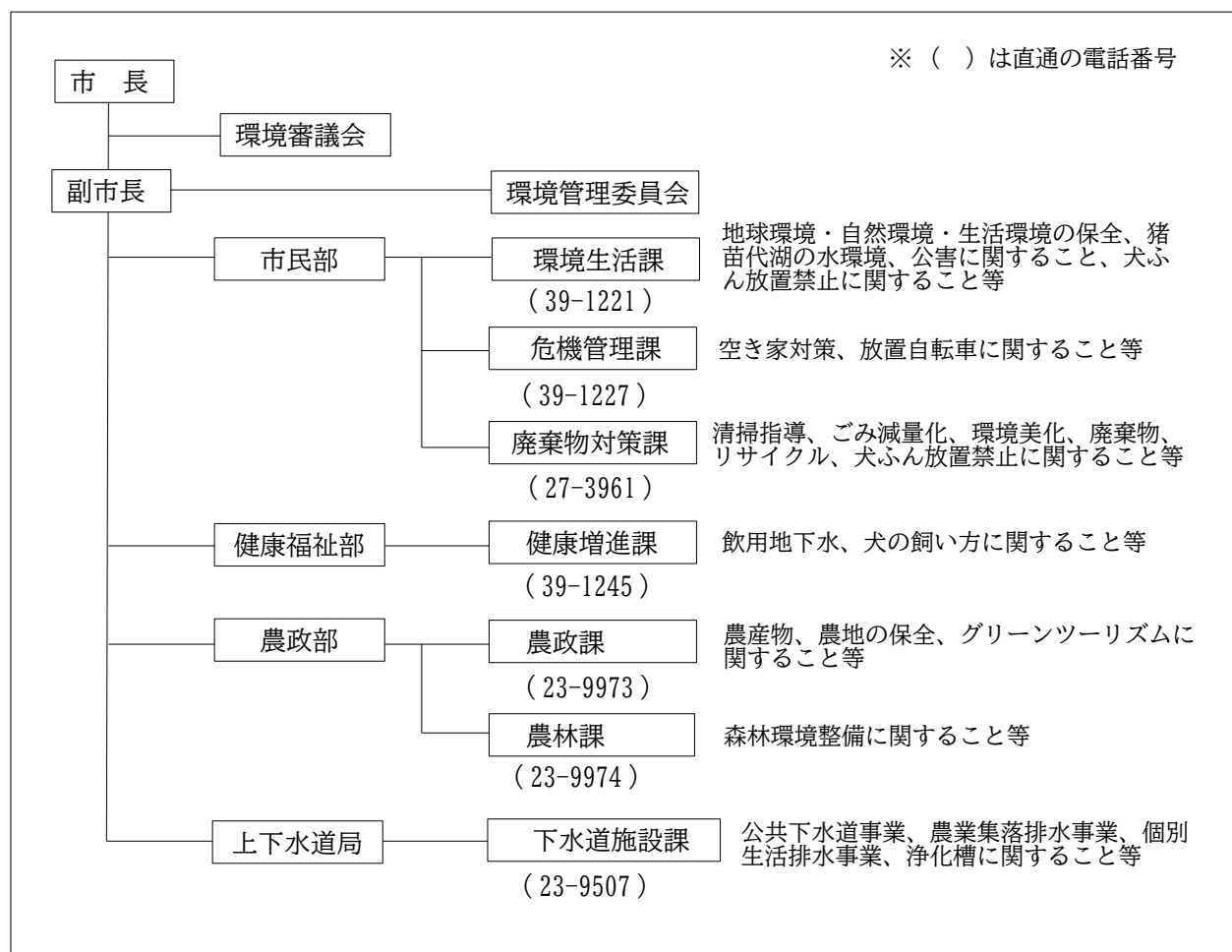


第4章 環境行政組織

第4章 環境行政組織

1 主な環境行政組織図

(令和6年12月現在)



2 環境審議会

環境審議会は、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、市長の諮問機関として環境の保全に関する基本的事項等について調査審議するため、平成8年に設置されました。

構成メンバーは、環境行政に関心を持つ市民をはじめ、各種団体の代表者や学識経験者等からなり、委員数は12名以内、委員の任期は2年となっています。

3 環境管理委員会

環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、副市長を委員長とし、関係各部局長により構成された横断的な庁内組織とし設置されました。各部局の緊密な連携のもと、環境基本計画の策定と進行管理、庁内環境マネジメントシステムの進行管理、地球温暖化対策推進実行計画の進行管理、その他環境の保全及び推進に関する施策を実施します。

環境管理委員会の下部組織として、関係所属長で組織する「環境管理委員会幹事会」があります。